

○藤岡市犯罪被害者等支援条例

令和5年3月23日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であつて、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項の団体をいう。)その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、県、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、市及び関係機関等が相互に連携し、並びに協力して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うほか、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援窓口の設置)

第7条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪等による被害又は二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他

の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携し、一時保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止するため、公営住宅(藤岡市市営住宅管理条例(昭和37年条例第27号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の一時的な利用に供する住居の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を深めるための啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について、市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第15条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(支援の制限)

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、又は犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。